

所管部課	政策経営部人事課	部長	藤本 貴史		
件名	東大和市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則				
	について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 時間外勤務手当等の集計方法を、東京都や他自治体に倣い、端数処理方法を変更するため、規則の一部を改正する。</p> <p>(2) 主な改正内容 月単位の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の勤務時間数の総計に1時間未満の端数がある場合、手当の種類及び支給割合の区分ごとに、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てることとする。</p> <p>(3) 施行日 令和8年4月1日</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> 総務課による事前審査済み					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。					
<p>5. 審議結果</p> 決定					